

東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」に対する都民意見

「中間のまとめ」全般に関する意見等		
番号	意見要旨	対応
1	国レベルでも、この都の動きは参考になる。	支持のご意見として受けたまわる。
2	東京都が国の温暖化対策に上乘せし、ヒートアイランド対策とあわせて、「2つの温暖化」に積極的な施策を展開することは、歓迎する。今回のパブリック・コメントを反映し、環境確保条例がさらに充実されることを期待する。	支持のご意見として受けたまわる。
3	地球全体の温暖化問題は、年毎にその深刻化を増し放置できない問題である。今回東京都が真摯に「東京都における実効性ある温暖化対策」に取り組むことは真に評価する。	支持のご意見として受けたまわる。
4	東京都として国際的なレベルで取り組んでゆく必要がある。次世代への「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への新鮮な変革」を、東京がリーダーシップをとり実現してゆくべき。	ご意見として参考にさせていただく。
5	「中間のまとめ」で事業者の自主性・個別性を尊重する方向となった点は評価する。	支持のご意見として受けたまわる。
6	以下の視点を踏まえて、今後の制度設計・運用の詳細検討を進めて頂きたい。 コスト効果性の追求 自主的取組を促す制度とすべき。 国の温暖化施策との整合性 都市再生と温暖化対策の両立 全てのエネルギー源を対象とした対策	今後の参考とさせていただく。
7	「中間のまとめ」が、「自主性や個別性をも活かす制度」、「優れた取り組み成果をプラス評価する制度」となったことは、産業界として評価する。	支持のご意見として受けたまわる。
8	環境への配慮は国民各階各層が個々に取り組み得る対策を主体的に追求していくことが重要。「中間のまとめ」は、その意義を認識したうえで、全体の取組レベルの向上を図ろうとする内容であり、基本的な考え方に賛同する。	支持のご意見として受けたまわる。

9	<p>今回の温暖化対策は、本来自治体に取り組むべき、都自らの施設・事業活動に関する取組のみならず、中心対策である民生家庭部門や運輸部門の対策が織り込まれていない。取組のうえで最大の課題を残す民生家庭部門及び運輸部門の取組みを欠いては「実効性ある対策」にはなり得ない。</p>	<p>p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、運輸部門対策については、自動車交通量の抑制や、交通基盤整備を進めるとともに、自動車の燃費基準の一層の強化を国に求めていくべき、及び家庭部門対策については、意識啓発に努めるとともに、情報提供、支援等を図っていくべきと考えている。</p>
10	<p>全般にわたり、方針が明確で、評価項目、評価方法も(HPを利用するなど)具体的でわかりやすい。</p>	<p>支持のご意見として受けたまわる。</p>
11	<p>「温暖化」・「省エネ」の言葉は、一般人にはあいまいな感を否めない。寒がりの人間にとって「温暖化」はありがたいことだ。「省エネ」とはいったい何をすることなのか。「省エネセンター」誕生当時の「省エネ」の意味が今日の東京都民に通じるか。「温暖化防止京都会議」以降、「省エネ」の意味がかなり変質してきている。ごく最近では「安全で便利な電気をもっと使ってください!」とさえ聞こえるCMもある。</p>	<p>ご意見として参考にさせていただく。</p>
12	<p>「中間まとめ」は数値的な規制が出されず、事業者が温暖化対策を自主的に取り組むとなっている。これでは、現在でも都が行っている制度(指導・助言はしていると思われる)と同様で、具体的に何が強化されているのかよくわからない。</p>	<p>p.4「第1 - 2(2)先行して進めてきた都の対策とその課題」に記載しているとおり、現行制度では、事業者の目標設定がまったくの任意のものであったことが目標の水準が低いレベルにとどまった主な要因として考えられた。そこで、事業者の積極的な取組をより一層引き出すことができるしくみを構築することとした。具体的には、都が、効率的な設備・機器の導入等、省エネルギー対策を進めるためのガイドラインを示すとともに、事業者がより高い削減目標を目指すことができるよう、指導・助言するしくみとする。また、p.10「第3 - 1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、省エネ法にはない評価・公表のしくみを強化することで、事業者の積極的な取組が社会的に評価されるしくみとすべきと考えている。</p>

「第1 東京における新しい温暖化対策の必要性」に関する意見等		
番号	意見要旨	対応
13	「基本的な考え方」として、なぜ、現在、地球温暖化対策を推進しなくてはならないのかについて述べるべき。日本は輸出偏重から内需拡大に重点を移すべきであり、省エネを徹底させる地球温暖化対策はその中心となるもの。	p.6「第2 - 1 (1) 環境配慮が内在化された社会システムの実現」に記載しているとおり、温暖化対策の推進が経済活性化の原動力となることは十分可能である。
14	東京都における温暖化対策とヒートアイランドの現状と課題を広く情報発信し周知度を高める必要がある。	ご意見のとおり、今後とも、温暖化対策の情報を広く発信していくことに努める。
15	地球温暖化は、地理的には地球規模で、時間的には100年単位の広域かつ長期的な問題であり、一方、ヒートアイランド現象は地理的、時間的にも限られた問題であって、明確に異なるものである。 地球温暖化に対して、東京都がやるべきことは、中国など途上国に、日本の進んだ技術の採用を働きかけたり、米国に京都議定書の批准を働きかけること、また、京都議定書の内容を改定して、排出削減を目指すように働きかけることであり、いたずらに東京の企業に負担を課すことではない。	エネルギー使用の増加に伴って、p.2「第1 - 1 (3)」2つの温暖化”に直面する東京”に記載しているとおり、東京では、”2つの温暖化”が同時進行し、深刻化している現実を直視し、実効性ある温暖化対策を進めていく必要があると考えている。エネルギー消費の抑制は、CO2排出の抑制による地球温暖化対策と、排熱抑制というヒートアイランド対策との両方に効果を有する。このことから、東京においては、省エネルギー対策をとくに重点的に取り組み、省エネルギー型都市を構築していく必要があると考えている。 また、東京は、カナダ一国に匹敵する経済規模を有する大都市として、大量のエネルギーを消費し、大きな環境負荷を与えている。 さらに、p.6「第1 - 3 (2) 実効性ある対策を自治体から進める必要性」にあるように、工場・事業所において、まだ省エネ対策を進める余地があり、環境負荷の大きさと、潜在的な対策余地を踏まえて、都は、独自の”2つの温暖化”対策を強力に推進していく必要があると考えている。
16	本来、地球温暖化問題とヒートアイランド問題は、問題の地域性やタイムスパンが異なる。“省エネルギー”対策が重点的に取り組むべき課題であることは、疑う余地はないが、“2つの温暖化”という記述で括ることが、誤った情報や判断を与える可能性に配慮する必要がある。省エネルギーによる「CO2の削減による温暖化防止」と「都市排熱の削減によるヒートアイランドの防止」とすべき。	エネルギー使用の増加に伴って、p.2「第1 - 1 (3)」2つの温暖化”に直面する東京”に記載しているとおり、東京では、”2つの温暖化”が同時進行し、深刻化している現実を直視し、実効性ある温暖化対策を進めていく必要があると考えている。エネルギー消費の抑制は、CO2排出の抑制による地球温暖化対策と、排熱抑制というヒートアイランド対策との両方に効果を有する。このことから、東京においては、省エネルギー対策をとくに重点的に取り組み、省エネルギー型都市を構築していく必要があると考えている。

17	<p>「2つの温暖化」との記載があるが、「地球温暖化問題」と「ヒートアイランド現象」は根本的に異なる問題であり、読者（都民等）に対し、これら2つがあたかも同じ問題（原因が同じ）と誤解を与えるような記載内容は改めるべき。</p>	<p>エネルギー使用の増加に伴って、p.2「第1-1(3)」2つの温暖化”に直面する東京」に記載しているとおり、東京では、“2つの温暖化”が同時進行し、深刻化している現実を直視し、実効性ある温暖化対策を進めていく必要があると考えている。エネルギー消費の抑制は、CO2排出の抑制による地球温暖化対策と、排熱抑制というヒートアイランド対策との両方に効果を有する。このことから、東京においては、省エネルギー対策をとくに重点的に取り組み、省エネルギー型都市を構築していく必要があると考えている。</p>
18	<p>省エネルギー対策が2つの問題に対し効果を有することに異論はないが、それぞれの課題が「省エネ対策」のみで解決できないことも認識すべき。地球温暖化問題は全世界の国が取組まなければ解決できない。ヒートアイランド現象は「都市構造」を変えない限り緩和することは困難。</p>	<p>ご意見として参考にさせていただく。</p>
19	<p>2010年度のCO2排出量目標値を達成した時点で、ヒートアイランド現象はどの程度緩和されるのか、具体的な記述がない。2010年度の具体的な姿を描いて、それに到達すべき具体的かつ効果的施策をとらないと、実行しやすい施策だけが優先され、成果が得られない恐れがある。</p>	<p>ご意見として参考にさせていただく。</p>
20	<p>東京都のエネルギー需給構造を見ると、産業部門10%、業務部門30%、運輸部門35%となっているので、CO2排出量の削減において業務部門と運輸部門をより重視していくことは、当を得ている。</p>	<p>支持のご意見として受けたまわる。</p>
21	<p>p.4「家電以外の機器についても省エネルギー対策に取り組むことが必要である。」は「家電以外の機器（ガス機器等）についても省エネルギー対策に取り組むことが必要である。」と修正すべき。</p>	<p>p.4「第1-3(1)東京の地域特性を踏まえた制度の必要性」の地域特性については、エネルギー消費の構造についての記述であり、特徴的なものとして電力使用をとりあげた。また、電力以外への取組も必要であることから、「家電以外の機器についても省エネルギー対策に取り組むことが必要である」としている。 具体的項目としては、p.16「第3-3(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」でガス機器等を取りあげている。</p>

22	<p>「都が工場・事業所のCO2削減に向けた取り組み状況をサンプリング調査したところ、既に相当の努力を行っている事業所が見られる一方で、今後、CO2を10%以上削減できると見られる事業所も多く存在した」の部分に関連して、評価基準を策定するにあたっては、過去のCO2削減努力分の考慮が必要であり、それが適切に反映されるよう要望する。</p>	<p>p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。</p>
23	<p>p.4「目標の水準が低いレベルにとどまった主な要因として、事業者の目標設定が全くの任意のものであったためと考えられる。」は「目標の水準が低いレベルにとどまった主な要因として、事業者が既に相当の努力を行っており削減余地が少なかったことに加えて、事業者の目標設定が全くの任意のものであったことも考えられる」と修正すべき。 (意見数2)</p>	<p>ここでは、個々の事業者の事情についての記述ではなく、現行制度の問題点を指摘しているものである。</p>
24	<p>大規模事業者には、既に省エネルギー法の規制があり、その内、製造業の「工場」に関しては自主行動計画の進捗もあり、CO2排出量は概ね抑制されている。従って、「工場」については従来制度をそのままとすべきで、排出量が増加しているオフィスビル等の民生業務部門への追加対策、新制度導入という事にすべきではないか。</p>	<p>p.6「第1-3(2)実効性ある対策を自治体から進める必要性」に記載しているとおり、都のCO2削減取組状況調査では、工場・事業所において、まだ省エネ対策を進める余地があることが示されており、過去の取組ですでに効果をあげている事業者が存在する反面、取組の遅れている事業者も存在している。</p>
25	<p>東京では、都市再生が喫緊の課題となっていることから、都市再生にあわせて省エネ型の都市づくりを都が率先して実践すべき。 (意見数2)</p>	<p>ご意見として参考にさせていただく。</p>
26	<p>ある一定規模以上の建築物を更新する場合には、省エネルギー効果の高い機器や設備の導入を義務付け、年間エネルギー使用量の報告書提出を求める等指導すべきである。 特に、建築物が密集しエネルギー消費量の多い既成市街地で、最初に更新する建築物に対して指導強化することにより、他建物への波及効果が期待できる。</p>	<p>ご意見として参考にさせていただく。</p>

「第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」に関する意見等		
番号	意見要旨	対応
27	都自ら所有する施設に対する施策方針を具体例として提示、都が率先垂範して、実行する姿を提示すべき。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、都は、自ら温暖化阻止に向けた行動を実践する。なお、都は、これまでも「地球をまもる都庁プラン」を策定し、省エネルギーや環境に配慮した物品の調達を推進するなどしている。
28	自ら事業者の実態を調査した都として、その実態を踏まえた見解をもとに、国の施策とも相互に連携をとりながら全国レベルでの実効性ある温暖化対策を進めていくべき。	p.9「第4 - 1他の自治体との連携」に記載しているとおり、温暖化対策は、全国的な取組こそが重要である。
29	CO2の削減方策として、製品の原料として、プラスチック等の化学製品をやめて、CO2発生が少ない天然材料を使うことが有効。CO2発生の少ない代替天然素材の品目を定め、協力が得られた企業に、東京都が評価（例：表彰）を与えることは、経費の負担も少なく、すぐにでも取り組める制度である。	p.8「第2 - 1(2)持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割」に記載しているとおり、都民は、グリーン・コンシューマー、グリーン購入を通じて重要な役割を担っている。
30	"環境配慮が内在化された社会システム"の実現に、経済活動への働きかけのみでなく、「教育・啓発活動」という方針を加えてはどうか。 <対都民>生活における 自らのCO2排出の自覚を促す CO2排出の視覚化。 <学校教育> 生活・経済活動に必ずCO2排出が伴うという自覚と排出量の大きな認識	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、都は、意識啓発に努めるべきと考えている。
31	家庭における省エネについては、省エネラベルに特化しているが、より幅広い対策を講じる必要がある。たとえば、家庭における太陽光発電や燃料電池の普及、一戸建て住宅の緑化や共同建替えによる緑地の確保など、個人の取り組みも重要。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、家庭部門対策については、意識啓発に努めるとともに、情報提供、支援等を図っていくべきと考えている。
32	ヒートアイランド対策として、公園拡大、緑地帯整備、環状道路整備などを都がやるべき。	東京都環境基本計画（2002年発表）では、ご意見と同様の趣旨で記載している。

33	新たな実効性ある温暖化対策の検討において、東京都が自ら調査した事業者の実態を踏まえ「事業者の自主的取組みを促す制度が必要」という結論を得たことを高く評価する。具体的な制度運用にあたっては、各事業者の個別性、対策のコスト効果性を十分に考慮した対策を実施していくことを求めたい。	支持のご意見として受けたまわる。
34	都の指導・助言が示されていないが、都の指導・助言が大変重要であり、今後の温暖化対策（CO2の削減）を決定するものである。	p.11「第3-1(2) 都が作成する「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」に記載しているとおり、都は、実態調査結果や対策指針に基づき、事業者がより高い総量削減目標を設定するよう指導等を行うべきと考えている。
35	事業者の削減目標設定に際しての都の指導・助言については、評価基準策定の趣旨を逸脱して一方的・強制的に行われることがないようにすべき。	p.11「第3-1(2) 都が作成する「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」に記載しているとおり、都の指導等は、実態調査結果や対策指針に基づいて行うべきと考えている。
36	排出主体が実効ある削減方法も最もよく知っている。従って排出する者自身が自主的に積極的に削減のため取り組むことが最もよいことである。本しくみはこれを促すしくみとなっており賛成する。ただし詳細において強制的なことが入らないことが条件である。なお、本しくみを実現させることと共に、ライフスタイルを変えるための徹底した環境教育をお願いする。	前段については、支持のご意見として受けたまわる。なお、p.11「第3-1(2) 都が作成する「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」に記載しているとおり、都の指導等は実態調査結果や対策指針に基づいて行うべきと考えている。 後段については、p.18「第4-3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、都は、意識啓発に努めるべきと考えている。
37	事業者への導入促進のため、都内各自治体が、CO2削減に取り組んでいる姿を示すのはどうか。また、事業者が積極的に取り組むため、東京都独自のグリーン調達を行ってはどうか。	p.18「第4-3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、都は、自ら温暖化阻止に向けた行動を実践する。また、都は、これまでも「地球をまもる都庁プラン」を策定し、環境に配慮した物品調達を推進している。
38	強力なインセンティブとして国や東京都からの表彰、定期的なランク付けと発表、著しく改善した場合の評価と公表等公的機関からの誰にでも分る、目に見える形での社会的な評価により、企業のイメージアップにつながる施策が必要である。一方、企業にとっては実質的メリットが、最もインセンティブになる。	前段については、支持のご意見として、受けたまわる。後段については、p.11「第3-1(2) 取組結果の自己評価・公表と、都の評価・公表」に記載しているとおり、事業者の特に優れた取組については、表彰するなど、取組成果をプラス評価していくことを検討すべきと考えている。
39	事業者の取組みを都が「評価」し、その結果を「公表」することは、実効性ある温暖化推進のためには有効な手段となることが期待される。さらに、温暖化対策に積極的に取り組む事業者を支援し、その取組をより促進させるような「公表制度」とする必要がある。	支持のご意見として受けたまわる。

40	p.9「客観的な評価基準などを明確にし...」は「専門家による第三者機関もしくは定められた基準による認定されたE S C O事業者による客観的な評価基準などを明確にし...」とすべき。	p.9「第2 - 2 (1) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
41	CO2排出量削減は、地球温暖化対策ではあるが、ヒートアイランドに対する直接的な対策とはならない。P.8「CO2排出量削減に向けた実効あるしくみづくり」ではなく、「地球温暖化防止とヒートアイランド防止のための省エネルギーに向けた実行あるしくみづくり」とすべき。	CO2削減は、そのための省エネルギー対策の推進を通して、ヒートアイランド対策につながるものと考えている。
42	効果が充分でない事業者がある場合、充分でない理由を調査し、それを解決するための対策について都と事業者が共通認識を持ったうえで、事業者に無理な負担を課さない方法で進めることが必要。	p.11「第3 - 1 (2) 取組結果の自己評価・公表と、都の評価・公表」に記載しているとおり、取組が著しく不十分な事業者に対しては、その状況を調査し、必要に応じて指導すべきと考えている。
43	今後の評価基準策定プロセスにおいて産業界の実務専門家も参画させるなどして、企業活動の実態に合わせた制度設計とすることが必要不可欠。	p.9「第2 - 2 (1) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
44	p.9「なお、評価基準などの設定に当たっては、事業者における温暖化対策の実態を十分に把握し、専門家の意見を踏まえて作成するとともに、...」は「なお、評価基準などの設定に当たっては、事業者における温暖化対策の実態を十分に把握した上で、事業者に過大なコスト負担を課さぬよう配慮し、専門家の意見を踏まえて作成するとともに、...」と修正すべき。 (意見数2)	p.10「第3 - 1 (2) 「対策指針」の策定」に記載しているとおり、ガイドラインでは、事業者が適切かつ効果的な手法を選択できるよう、様々な削減対策の手法を示すとともに、コストの回収期間や導入効果などをわかりやすく事例的に示すべきと考えている。
45	「ディーゼル車NO作戦」が成果を収めた要因は、都が強力に指導を行うとともに、事業者の理解と協力があり、さらに対象事業者に対するPDF装着への助成措置が功を奏したもの。今回の対策においても、削減効果をより確実にするために、「税制上の優遇措置」もしくは「助成制度」の創設を期待する。	p.8「第2 - 2 (1) 事業者の積極的な取組が評価されるしくみ」に記載しているとおり、積極的な取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指すしくみとすることが有効であると考えている。
46	新たな制度は、省エネルギー設備やエネルギー管理システムの導入を促進、加速させるため、調査や初期投資を直接的に支援する財政、税制上の措置と併せて導入すべき。	p.8「第2 - 2 (1) 事業者の積極的な取組が評価されるしくみ」に記載しているとおり、積極的な取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指すしくみとすることが有効であると考えている。
47	事業者においては、対策業務に従事する人材の育成、確保も重要な課題となり、これに関する施策についても検討すべき。	今後の参考とさせていただく。

48	指導・助言が規制強化になっていかないように、事業者の省エネルギー努力が経済的に報われるような方策を講じるべき。	p.11「第3 - 1 (2) 都が作成する「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」に記載しているとおり、都の指導等は、実態調査結果や対策指針に基づいて行うべきと考えている。なお、p.10「第3 - 1 (2) 「対策指針」の策定」に記載しているとおり、対策指針で、コストの回収期間や導入効果などを事例的に示すべきと考えている。
----	---	--

「第3 - 1 大規模事業者におけるCO₂削減の推進」に関する意見等

番号	意見要旨	対応
49	地球温暖化対策計画書制度の強化に賛成。	支持のご意見として受けたまわる。
50	エネルギー負荷の高い大規模事業者を抱える東京都においては、国に先んじて、省エネルギー、環境負荷の低減を積極的に進める必要があり、一定量以上のCO ₂ を排出量する大規模事業者に対して、誘導策を含めた対応の強化が必要である。	支持のご意見として受けたまわる。
51	本制度がヒートアイランドの対策を含めるのであれば「大規模事業者におけるCO ₂ 削減の推進」ではなく、「大規模事業者における省エネルギー対策の推進」とすべき。	CO ₂ 削減は、そのための省エネルギー対策の推進を通して、ヒートアイランド対策につながるものと考えている。
52	CO ₂ 排出量を一定量以上とする対象事業所の考え方に賛成である。CO ₂ 削減を目的とした場合、電力及び熱のそれぞれの使用によるCO ₂ 排出量を合算したCO ₂ 総量の大きさを判断することにより、現行の省エネ法の抜け道をふさぐことは重要である。 (意見数3)	支持のご意見として受けたまわる。
53	使用するエネルギーによらず、当該事業所が排出するCO ₂ 排出量により規制対象を決定する方式を採用することは、実効ある削減管理方法として望ましいものである。 なお、総量算定にあたり、電力の排出係数については、地球温暖化対策推進法で定める値とするべき(削減量分について別の係数を用いて算出するという考えがあるが、過大に削減量を見積もることになってしまう。)	前段については、支持のご意見として受けたまわる。 後段については、「対策指針」策定の際の参考とさせていただく。
54	大規模事業者は燃料・熱使用量1,500kl(原油換算)以上、電気使用量600kw時以上の事業所をもつものとされているようだが、この規模で妥当なのかどうか、「中間のまとめ」でははっきりしていない。	p.10「第3 - 1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO ₂ を排出する事業所とすべきと考えている。
55	規模要件は省エネ法の第二種事業者以上ではなく、省エネ法で報告を求める要件になっている2000平米以上の新築建築物を使う事業者が対象になるよう、電気と熱の消費量の和で要件を決めるべき。	p.10「第3 - 1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者におけるCO ₂ 削減の推進においては、環境負荷を考慮して、CO ₂ 排出量の大きさに応じた応分の取組を求めることを基本としている。そこで、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO ₂ を排出する事業所とすべきと考えている。

56	対象事業者の範囲については、現行制度では「燃料等」と「電気」の各々の使用量を基準に定められている。制度の趣旨であるCO2の総排出量の削減という点を考えると、「燃料等」と「電気」の合計の使用量で決定すべき。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。
57	対象規模の要件は、電気と燃料とあわせた合計値で定めるべきである。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。
58	第一種、第二種対象事業場でも、すでに夜間電力へのシフト等や先進的な省エネ方策の導入によりCO2排出量が著しく低減されている事業場もある。よって、電気使用量の総量によるくくりは省エネへの取り組みとしては矛盾がある。また、単体の大規模事業所のみを規制するのではなく、複数の事業場で同一量のCO2総排出量をだす企業も対象としなければ不公平である。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。 p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。 P.13「第3-1【対象規模以下の事業者の取組の促進】」に記載しているとおり、対象規模以下の事業者については、取組を促進するよう支援を行う。
59	省エネ法での対象工場の指定方法は、使用したエネルギー量を基準としており、エネルギー量が同じでも電気と燃料ではCO2の排出量は大きく異なる。CO2排出削減を狙いとするには燃焼機器を使用している事業所に対して省エネ法より厳しい基準で対象範囲とする必要がある。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。
60	対象規模の要件(省エネ法第二種)はカバー率が低すぎる。広いカバー率を確保するような低い要件とすべきである。	p.13「第3-1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
61	長期的に見ると大規模工場だけを対象にするのは、工場の小規模分散化を促す効果が働くので、漸次、規制対象を中小の工場にも拡大し、可能な限り漏れがなくなるようにすべき。	p.13「第3-1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。

62	第2種エネルギー管理指定工場以上は現在省エネ法、業界自主目標等で積極的に削減を実施しており、さらに新たな削減制度を設ける事は削減活動をより複雑化させてしまう。ヒートアイランド現象を削減する狙いなら現在規制の枠外で且つ都内に直接CO2と排熱を放出している原油使用量1500kl/年以下の燃料使用者に対して実施するべきではないか。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、省エネ法にはない評価・公表のしつみを強化することで、事業者の積極的な取組が社会的に評価されるしつみにすることが重要である。また、p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。
63	産業部門がCO2を削減するには今まで以上の大きな投資を強いられる状況にある。産業部門は家庭部門、運輸部門、業務部門に対して省エネルギー機器、CO2を削減するための技術、装置等を提供しており、環境と経済の両立の観点からも産業部門に対してはこれ以上の新たなCO2排出規制は必要ない。	p.6「第1-3(2)実効性ある対策を自治体から進める必要性」に記載しているとおり、都のCO2削減取組状況調査では、工場・事業所において、まだ省エネ対策を進める余地があることが示されており、過去の取組ですでに効果をあげている事業者が存在する反面、取組の遅れている事業者も存在している。
64	大規模事業者と一口に言っても、製造業の「工場」とオフィスビル等ではエネルギー需要構造や対策の方法も異なる。従って、新制度は先ず、CO2排出量の増加が著しいオフィスビル等の民生業務部門への導入とすべきではないか。	p.6「第1-3(2)実効性ある対策を自治体から進める必要性」に記載しているとおり、都のCO2削減取組状況調査では、工場・事業所において、まだ省エネ対策を進める余地があることが示されており、過去の取組ですでに効果をあげている事業者が存在する反面、取組の遅れている事業者も存在している。
65	CO2排出量の査定にあたっては、レジャー・スポーツ施設、公園など建物としては床面積の少ないものもカバーするようにすべき。対象は 会社 支店、工場のように事業所単位か。	対象事業所については、CO2排出量を基準とし、それが一定以上であれば床面積の少ない事業所も対象となる。対象は事業所単位を基本とする。
66	CO2排出の対策の対象にトラック配送、従業員の業務・通勤、顧客・来訪者の交通などを含めるようガイドラインなどで示すべき。	今後の参考とさせていただく。なお、現行の温暖化対策計画書でも、自動車等輸送機関に関する対策について対象としている。
67	営業用自動車を使用している事業者については、当面は当該事業者の業務部門に、営業用自動車を使用していない一般事業者の業務部門の指針より高めのCO2削減目標を設定させてはどうか。	今後の参考とさせていただく。なお、現行の温暖化対策計画書でも、自動車等輸送機関に関する対策について対象としている。
68	事業所内活動だけでなく、その事業所に属する人、車両が事業活動のために消費するエネルギー量やCO2排出量についても評価・公表・削減の対象とすべき。	今後の参考とさせていただく。なお、現行の温暖化対策計画書でも、自動車等輸送機関に関する対策について対象としている。

69	<p>企業は何も対策をしないのがベースラインではなく、必要な対策をきちんとするのが普通である。よければ表彰や助成、悪いのが当然という開き直りは許されない。この基本原則を確認すべき。</p>	<p>p.11～12「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都の指導と評価により、事業者がより高い削減目標を設定するよう誘導する。また、特に優れた取組については、表彰するなど、取組成果をプラス評価していくことも検討すべきと考えている。さらに、取組が著しく不十分な事業者に対しては、指導・勧告等をすべきと考えている。</p>
70	<p>削減率は規制とすべき。エネルギー効率においては省エネ法で毎年1%効率改善という努力目標があるので、これを都の規制値にすべき。 技術がなくてこれ以上は無理という事業者に対しては、世界に利用可能な技術がないことを証明する書類を提出させ、審議会で承認することとすべき。</p>	<p>p.9「第3-1(1)制度強化のねらい」に記載しているとおり、一律の目標基準だけを設けるという手法もあるが、その場合、削減の余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルの目標にとどめてしまうことが懸念されるため、事業者が自ら、より高い削減を目指すことを促していく。</p>
71	<p>「6%削減」目標を達成するために、総量削減を評価基準とすることは賛同できる。ただし、この「対策指針」では、どの程度削減すべきかが不明確であることから、省エネ法の毎年1%省エネ効率改善のような数値目標を例示すべき。</p>	<p>p.9「第3-1(1)制度強化のねらい」に記載しているとおり、一律の目標基準だけを設けるという手法もあるが、その場合、削減の余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルの目標にとどめてしまうことが懸念されるため、事業者が自ら、より高い削減を目指すことを促していく。</p>
72	<p>明確な目標設定とその義務化、また削減できなかったときの担保措置・ペナルティの必要性は明らか。企業の社会的責任として排出削減を促すための削減義務化は、今後も継続して導入の検討を続けていくべきである。</p>	<p>p.9「第3-1(1)制度強化のねらい」に記載しているとおり、一律の目標基準だけを設けるという手法もあるが、その場合、削減の余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルの目標にとどめてしまうことが懸念されるため、事業者が自ら、より高い削減を目指すことを促していく。</p>
73	<p>事業者一律の削減率ではなく、事業所ごとに、これまでの削減努力を個別に評価し、個々の事業所について、より高く実現可能な削減目標を設定して義務化することは可能。</p>	<p>p.11～12「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都の指導と評価・公表により、事業者がより高い削減目標を設定するよう誘導することが、より高い削減水準を達成すると考えている。</p>
74	<p>公表は事業者が都合の悪いデータを隠したりしないよう、都が行うべき。目標達成のできない事業者は都が公表し、原則として都あるいは都の外郭団体、都の発注する公共事業などではこのような事業者とは契約しないこととすべき。</p>	<p>p.11「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都は、個々の事業者の公表内容や事業者全体の達成状況などを公表すべき旨、また、取組が著しく不十分な事業者に対しては、指導・勧告等をすべきと考えている。</p>

75	<p>都は、省エネルギー・環境対策等に「強い規制」をもって既得権者・非効率な事業者と戦い、その際「指導・助成等」を活用すべき。</p>	<p>p.11～12「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都の指導と評価により、事業者がより高い削減目標を設定するよう誘導する。また、特に優れた取組については、表彰するなど、取組成果をプラス評価していくことも検討すべきと考えている。さらに、取組が著しく不十分な事業者に対しては、指導・勧告等をすべきとしている。</p>
76	<p>評価の際には、主体者（事業者・民）の立場にたったセカンドオピニオン方式などを取り入れ、都は計画推進に当たっては評価者よりも支援者となる方針を盛り込んでもらいたい。</p>	<p>p.9「第2-2(2)行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、都は、専門家の意見を踏まえて評価基準を策定する評価者であるとともに、指導・助言を行うなど誘導策を講じていく支援者でもある。</p>
77	<p>削減目標の設定については、第三者が評価することによってより高い削減目標を設定するように誘導する仕組みを検討すべき。また、同業かつ同規模の他社の水準から一定量高い目標を設定した事業者に対する財政的な支援を検討すべき。</p>	<p>p.11～12「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都の指導と評価により、事業者がより高い削減目標を設定するよう誘導する。また、特に優れた取組については、表彰するなど、取組成果をプラス評価していくことも検討すべきと考えている。</p>
78	<p>p.10「社会的に評価されるしくみとすることが有効である」を、「社会的に評価されるしくみ、および経済的観点から付加価値売却の制度（ESCO事業）とすることが有効である」とすべき。</p>	<p>ESCO事業は排出削減の取組の一つであり、制度強化のねらいは、より高い削減レベルを達成した事業者が社会的に評価されるしくみである。</p>
79	<p>「率」が大きくても「量」が少なく、逆に「率」が小さくても「量」が大きいケースもあるので、p.10『「総量削減率」を原則とする』は『「総量削減率」もしくは「総削減量」とする』に変更すべき。</p>	<p>評価の公平性の観点から、評価基準は、総量削減率を原則としている。</p>
80	<p>発電所では電力需要の変動に伴うCO₂排出量の変動は不可避である。また、会社全体として効率的な発電所の運用をすることで、都内の発電所ではかえってCO₂が増加してしまうケースもある。従って個別の発電所で総量削減目標の設定は困難であり、CO₂排出原単位による目標設定が適切である。また、発電所の機械設備は、経年的に劣化して効率が悪化する方向にあることから、こCO₂排出原単位の現状維持という目標も適切に評価してもらいたい。</p>	<p>p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。</p>
81	<p>新築や増改築段階で、すでに優秀な省エネビルの場合、今後さらに省エネ率を継続的にアップさせることは、かなり厳しい。今後は、CO₂削減への取組みを排出量の絶対値で評価する等、新しい方法の検討が必要。</p>	<p>p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。</p>

82	CO2量を評価軸とすることについては理解できる。しかしながら、例えば、適正な事業活動により生産量の変動が生じる工場などでは排出原単位も評価基準にすることや、広域で展開している事業者については、都内事業所での削減に限定せず、他地域の事業所を含む全体の削減効果を加味した評価を与えるなど、各事業者の個別事情に十分に配慮すべき。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
83	「電気事業法による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づくCO2削減の努力は省エネルギーとは直接係わりがないが、エネルギーの面からのCO2削減の努力も評価項目として入れてもらいたい。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
84	評価に当たっては今までの対策の成果や努力を付加したうえで行うべき。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
85	生産量によってエネルギー使用量が変動する産業部門の場合 総量削減で規制をかけると企業の成長を阻害しかねない。エネルギー原単位を使用できるようにしてもらいたい。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
86	都内および他府県にまたがり工場・事務所を複数有し事業活動を行っている事業者に対しても「総体としてCO2削減を評価する」などの柔軟な制度とするよう配慮すべき。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
87	評価基準及び削減対策ガイドラインは、自治体のバウンダリを超えて全国的な取組により削減成果を上げている企業や、生産量の変動により排出増減が不可避である等、事業所の「個別事情」に配慮したものとしてもらいたい。 (意見数2)	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
88	複数テナントが同居する業務用ビルの扱いについて、建物所有者が主体の異なる各テナント事業者のエネルギー消費を規制することに限界があることを踏まえた制度となるよう検討が必要です。テナントの事業内容や空室率の変化といった外部要因によって、エネルギー消費量が左右されるのは当然かつ不可避であり、計画策定時の目標削減率に縛られることのない評価がされるよう要望する。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
89	自主行動計画を実行している事業者は、これまでにかなりのレベルの削減努力を行ってきており、これら努力を評価せずに一律に「低レベル」とすることは問題である。実施している事業者の対策を積極的に評価・奨励することが必要である。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、これまでの成果が適切に評価されるよう、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。

90	オフィス、店舗、ホテル等のテナントを顧客とするビル事業においては、テナントに対してエネルギー消費の抑制を要請することは困難であり、ビル事業者が主体的に取り組み得る事項（設備導入やエネルギー管理等）に限った目標設定を認めることとすべき。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
91	p.10「事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべき」としたことは賛成する。長期にわたる適切な評価方法として、省エネ法でも適用している「原単位削減率」を取り入れる事が適切である。現行の計画制度の中で設定した「CO2排出原単位の現状維持」という目標についても適切に評価してもらいたい。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準は「総量削減率」を原則とし、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
92	都が定める対策指針においては、評価基準を明確に定める必要がある。またその基準は、全事業所がトップランナーを目指すようなレベルとするべき。総量削減を目標としない事業者、排出増加を前提とした原単位削減目標を掲げる事業者へは、特に強い都の指導が不可欠。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都は「対策指針」の中で評価基準を定めるべき、また、評価基準は「総量削減率」を原則とし、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
93	予め規制値を定め、また結果を事業所毎に全て公表する方が透明性が高く実効性もあがる。この際、削減目標が低いと9ページにあるように削減余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルに留めてしまうことが懸念されるため、厳しい目標にすることが必要。その際、既に商業利用可能な最良の技術を導入し尽くした事業者には、そのことを証明することを条件に目標設定に配慮することとすべき。	p.8「第2-2(1)事業者の積極的な取組が評価されるしくみ」に記載しているとおり、積極的な取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指すしくみとすることが有効であると考えている。 なお、p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、評価基準については、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきと考えている。
94	p.10「事業活動の変動など、事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法についても検討すべきである。」は削除すべき。	事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法について検討することも必要であると考えている。
95	「地球温暖化対策指針」策定に際しては、事業者に過大な負担を課さないよう配慮してもらいたい。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、対策指針で、コストの回収期間や導入効果などを事例的に示すべきと考えている。
96	目標に達していない事業者については、指導、改善勧告、公表という手続きの後に、営業停止などの拘束力の強い措置、都との取引の原則停止や入札対象からの排除などの附随する措置を設けるべき。	p.11「第3-1(2)取組結果の自己評価・公表と、都の評価公表」に記載しているとおり、取組が不十分な事業者に対しては、必要に応じて指導、改善勧告を行い、正当な理由なく勧告等に係る改善を行わなかったときには、その旨を公表するべきと考えている。

97	p.10「高い削減レベルを達成した事業者が社会的に評価されるしくみとすることが...」について、私企業は営利目的なことから、「高い評価」よりは「現実的なインセンティブ」をあたえる方が有効。	p.11「第3-1(2) 取組結果の自己評価・公表と、都の評価・公表」に記載しているとおり、優れた取組については、評価・公表、特に優れた取組については表彰するなど、取組成果をプラス評価していくことも検討すべきと考えている。
98	ガイドラインについて、いかに最新の技術や民間における導入実績・効果についての情報収集をするかが、ひいては、結果としてのCO2削減拡大、及び、コストの回収期間短縮に繋がる。その為には、最新技術や納入実績を適時評価する窓口・体制が必要。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定にあたっては 温暖化対策の技術水準などを勘案して改定を図るべきと考えている。
99	取組の結果が公表されることから、具体的運用基準作成にあたっては、原単位削減目標の設定等を含めて、取組の主体である事業者等から広く意見を収集すべき。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
100	評価に当たって、p.10「事業者の個別事情を踏まえた適切な評価方法を検討すべき」としたことは評価できる。評価基準の内容および公表の方法については、p.8「積極的な取組を進めた事業者、建築物、製品などが、社会的に評価されるしくみを構築する」という考え方を踏まえ、評価される主体である事業者の意見を重視して定めるべき。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
101	計画の作成、自己評価、指導・助言、計画および結果の公表等の手続きが、効率的なものになるよう事業者の意見を聞いたうえで定めるべき。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
102	評価基準等の設定には、民間事業者の意見、知見等も十分反映すべきであり、設定プロセス・内容はオープンにされるべき。また、省エネ法と矛盾なく設定しないと、現場は混乱するだけである。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
103	生産制限につながりかねないCO2削減目標設定を基準化することは非現実的である。削減可能幅や実施しうる対策は、操業技術や設備技術などを熟知している当該企業の専門家でなければ判断できない。ことに将来の技術の方向性を加味した対策の選択は専門家に委ねるべき。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。

104	評価基準は事業者による努力が適切に評価され、削減努力のインセンティブとなる必要があり、一律の総量削減率である必要はない。広く識者を集め、検討のうえ設定することが望まれる。	p.9「第2-2(2)行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。なお、一律の総量削減率を定め、その遵守を求めるものではない。
105	削減対策ガイドライン作成にあたっては、国の「エネルギー基本計画」や省エネ法および、「地球温暖化対策推進大綱」等と整合性を取り、需要側で選択可能な天然ガス、LPガスの利用促進を位置づけるとともに、燃料電池・コージェネレーション・太陽光などの普及が促進されるよう検討すべき。	今後の参考とさせていただく。
106	地球温暖化対策計画書制度において、第三者による評価など、納得のゆく評価制度を整えて欲しい。	p.11「第3-1(2)取組結果の自己評価・公表と、都の評価公表」に記載しているとおり、表彰等の評価にあたっては、専門家による第三者的な機関を設け、評価の客観性、信頼性を確保するべきと考えている。
107	オフィスビルの場合、可能な限り切り詰めても、ある程度のラインで限界がある。抜本的な対策があるのならば、東京都から具体的に示して欲しい。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、具体的な削減メニュー等を記載した削減対策ガイドラインを策定するべきと考えている。
108	事業者の自主的な取組を尊重する制度としたことは賛成である。これまで積極的な対策を実施し、成果を上げてきている事業者の意見を聞いて、実効性ある制度としてもらいたい。 (意見数2)	前段については、支持のご意見として受けたまわる。後段については、p.9「第2-2(2)行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成するべきと考えている。
109	評価基準及び削減対策ガイドラインは、過大なコスト負担をかけないものにしてもらいたい。 (意見数2)	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、ガイドラインでは、事業者が適切かつ効果的な手法を選択できるよう、様々な削減対策の手法を示すとともに、コストの回収期間や導入効果などをわかりやすく事例的に示すべきと考えている。
110	p.11「都は、対象事業者全体の取組状況について公表すべき」とあるが、これでは全体の数字に丸め込まれるため、各業界や企業の取組が全く見えず、客観的な評価ができない。業種ごとに取組状況を公表すべき。	ご意見のとおり、都が、計画策定時にも個々の事業者の取組を一覧にして公表すべきと考えている。
111	個々の事業所のエネルギー削減計画・実績等の詳細な開示は、当該工場等の生産計画を競合者に類推され、事業経営に悪影響を及ぼす恐れのあることから、公表項目の検討にあたって、こうした弊害が生じないよう配慮すべき。	ご指摘のような弊害が生じないよう、現行制度と同じく、事業経営に支障を及ぼす恐れのある内容は公表しない。

112	対策の計画期間について、現行の3年から5年程度としたことは、計画の充実につながるものと評価できる。ただし、複数のビルを所有する事業者については、5年以内にすべてのビルにおいて設備導入等を図ることは困難であり、事業者には過重な負担を強いることとなる。事業者の合理的判断を尊重して指導助言を行うことについて「対策指針」等に明記し、かつ、そのような運用を行うべきである。	p.10「第3-1(2)「対策指針」の策定」に記載しているとおり、ガイドラインでは、事業者が適切かつ効果的な手法を選択できるよう、様々な削減対策の手法を示すとともに、コストの回収期間や導入効果などをわかりやすく事例的に示すべきと考えている。
113	中間年、計画終了時の優れた取組の評価・表彰は、是非実行してもらいたい。最終的に都が取組成果の評価を行うのであれば、一定の指針を盛り込むべき。	p.11「第3-1(2) 取組結果の自己評価・公表と、都の評価・公表」に記載しているとおり、表彰等の評価に当たっては、評価の客観性、信頼性を確保するよう考慮する必要があると考えている。
114	評価・公表のあり方は極めて重要である。評価基準に照らした事業者の目標のレベルは、都が統一的な評価と公表を責任持って行うべき。さらに、取組結果についても自己評価に任せるのではなく、客観的な基準に基づき都が評価・公表を行わなければ本制度の実効性を確保することはできない。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、都は「対策指針」の中で評価基準を定めるべき旨、その評価基準に基づき、事業者及び都が、削減計画や取組結果を評価・公表すべきと考えている。
115	計画書及び取組結果の公表にあたっては、事業者の存する市町村からの周知も併せて行うなど連携した取組が必要である。	今後の参考とさせていただく。
116	p.11「...正当な理由なく勧告等に係る改善を行わなかったときには、その旨を公表することを検討すべきである」とあるが、「正当な理由」とはどのようなものか。例示を追記して頂ければ解り易い。	今後の参考とさせていただく。
117	制度運営において、エネルギー使用量の定期報告、中長期の省エネ計画等の報告義務、中長期のエネルギー原単位改善の努力など、当該制度と省エネ法とで重なる部分については、例えば省エネ法制度をそのまま活用する等して二重規制にならないようにしていただきたい。	事業者の方の負担軽減の観点から、手続の簡素化については、検討していく。
118	p.9「現行の制度よりも全体の削減の水準をさらに引き上げていくため、制度を強化する必要がある。」とあるが、削減の余地があるならば、一律の制度で全体を制約・規制するのではなく、削減できる箇所を明確にして実現する施策を打つべきであり、行政はそれを支援すべき。	p.10「第3-1(2) 都が作成する「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」に記載しているが、ご指摘のとおり、一律の取扱ではなく、対策指針に基づき、事業者自らが高い総量削減目標を設定するしくみとするべきと考えている。
119	大規模事業者については制度強化を明言しているが、対策を実現できない問題点の存在は対象規模以下の事業者と類似性もあり、実効性ある温暖化対策の具現化のためにはきちんと問題の所在を明確にして政策・施策を検討する必要がある。	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、対策指針を策定し、様々な情報を提供するなどにより、事業者の取組を高い水準に導くための支援を行っていく。

120	「省エネを積極的に行いたい、金がなくて」という業者もあろう。この場合、来年新設される銀行から融資をしてもらえたら地球温暖化の実効性は一步前進する。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の促進】」に記載しているとおり、中小企業における省エネ設備の導入などに対しては、石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
121	小規模な事業者がCO2削減に積極的に取り組むような制度・施策を検討すべき。制度融資の活用にとどまらず、たとえば、業種・事業規模にあわせたきめの細かいCO2削減計画のモデル化や具体的なチェックリスト、省エネ設備などの共同購入や情報提供などの支援策を講じる必要がある。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
122	対象規模以下の事業者の対策促進は重要と考えられる。事業者に対する指導、対策の施策については、行政も積極的に関わっていく必要がある。また、広い範囲の事業者が、専門家の知見を得ることができるといえる。また、広い範囲の事業者が、専門家の知見を得ることができるといえる。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
123	中小事業者からのCO2排出は産業・業務部門の約7割を占めるのみならず、従来の対策も充分でなく削減余地も大きいと思われる。自治体を中心となり、支援策を講じる、あるいは町内会や商店街レベルでの自主的取組を促進するなどの策を中長期的に進めていく必要がある。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
124	実効性を追求した場合、中小規模の事業者への対策の展開が不可欠である。本文中に記載されているような支援策を適切に講じていくことに加え、大規模事業者が実施して効果を上げている自主的取組を、町内会や商店街レベルに展開していくことが必要。 (意見数2)	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
125	中規模以下の事業者について、規制ではなく情報提供・財政面の支援策の導入となったことは、意欲があるにもかかわらず自力で対策を講じることが困難な中小事業者のニーズに合致したものであり、既存の融資制度の活用にはまらない充実した制度を希望する。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
126	現行制度の対象事業所のCO2排出量は26%であり、大半を占める非対象事業所の対策が不明確である。中間のまとめp.13に、対象規模以下の事業所に対してはガイドラインを等を活用し、排出削減に向け誘導する仕組みを今後検討、とあるので、是非具体的な内容を盛りこんでほしい。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。

127	対象規模以下の事業者の取り組みの促進については、ガイドラインの提示だけでなく、削減対策計画書を提出した事業者に対して、政策的支援制度を優先的に利用できるように制度設計すべき。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の推進】」に記載しているとおり、中小事業者について、削減対策ガイドラインを用いた省エネ技術の情報提供に加え、省エネ設備の導入などに対する石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
128	事業者の努力に対する報奨としての性格を帯びた助成金の拠出をおこなうべき。具体的には、中小企業向けに、東京都が計画中の「(仮称)新銀行東京」を通しての市中よりも低金利の融資が考えられる。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の促進】」に記載しているとおり、中小企業における省エネ設備の導入などに対しては、石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
129	対象以下の事業者取り組みの促進について、この仕組みを実現していくための、施策実行費用、推進助成費用などどのように想定しているか等、費用・予算に関する基本的考え方を提言に盛り込んでもらいたい。	p.13「第3 - 1【対象規模以下の事業者の取組の促進】」に記載しているとおり、中小企業における省エネ設備の導入などに対しては、石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきと考えている。
130	p.13「計画的な排出削減の努力を促す方策を講じるべきである」は「計画的な排出削減を行っていく」とすべき。	排出削減は事業者自らが行うものであり、都は、その努力を促す方策を講ずるべきと考えている。
131	大企業では、環境配慮が企業イメージを高めることは十分に認識されており、計画書作成に当たって、そういう企業の計画を参考にすることは追随する企業にとってよりよい計画書作りにつながることから、計画書のプレゼンテーションを一般公開で行ってはどうか。	今後の参考にさせていただく。
132	東京都の入札においてCO2削減に積極的な企業を優遇し、CO2削減が企業利益につながるというしくみを作ってはどうか。	今後の参考にさせていただく。

「第3 - 2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」に関する意見等

番号	意見要旨	対応
133	「新築建築物の環境配慮設計を推進」の項目が加味されている事は立派である。	支持のご意見として受けたまわる。
134	都心地区においては、2007～8年位にかけて規制緩和による200mを超える高層建築物などが計画されているので「建築物環境計画書」の強化推進を願う。	支持のご意見として受けたまわる。
135	この制度は、延床面積が1万m ² 超の新築・増築の建築物を対象としています。が、5,000m ² を超える建築物についても、環境配慮設計に加わるような制度を工夫する必要がある。また、それ以下の規模でも、環境配慮設計に取り組めるような施策を具体的に提案すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
136	規模要件は床面積1万平米以上ではなく、全ての事業とすべき。最低でも、省エネ法で報告を求める要件になっている2000平米以上とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
137	延床面積が10,000m ² を超える対象建築物は資料10によると年間200件程度であり、より実効性を高めるためには、小規模建築物の具体的な延床面積を表示して、対象物件を現在より大幅に増やす必要があると思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
138	建築物環境計画書制度が、延床面積10000m ² 以上を対象としているのは規模要件が大きすぎ、これを引き下げる必要がある。省エネ法でも2000m ² としているので最低でもそれ以下とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
139	建築物についても工場と同様に、10,000m ² 以下の小規模のものも段階的に対象となるように制度設計を行う必要がある。省エネ法で報告が必要となっている規模要件は2,000m ² 以上であるので、少なくとも2,000m ² 以上は対象とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
140	小規模の新築建築物についても消費者に情報が行き渡るように建築業者にラベル等による情報公開を義務づけるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3 - 2 (2) 強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。

141	地域、また用途地域によっては10,000㎡以下の建築物によって温暖化が促進されているという実態がある。環境計画書制度の対象は地域の实情に合わせて、地域で決められるようにすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、p.15「第3-2(2)強化すべき制度の主な内容」なお書に、「また、対象規模については、中長期的な視点から検討していくべきである。」と修文(追加)する。
142	温暖化対策効果とヒートアイランドの因果関係の定量化は十分な検討が必要と思われる。また、屋上緑化のヒートアイランドへの寄与度など、効果を示す必要がある。	調査を実施したうえで、評価基準に反映させるべきである。
143	ヒートアイランド対策として、ビルの屋上緑化が注目されているが、屋上緑化より安く軽減効果をあげる方法はいくらでもある。対策の評価に当たっては、ライフサイクルコストも考慮した費用対効果について十分な検証を行うべき。	調査を実施したうえで、評価基準に反映させるべきである。
144	新築住宅・建築物には省エネ法の基準があり、担当官庁が規制にはしていないものの、守るのが当然である。従って基準を守らないのが当然という開き直りは許されない。この基本原則を確認すべきである。	参考資料3にあるとおり、工事完了時には環境配慮の取組結果と評価を都に届出させ、内容を確認している。また、評価の内容等については、現行の制度においても公表している。
145	都に最新省エネ基準遵守の有無と床面積を報告させ、事業者ごとに公表すべき。都で建築確認する際に、独自に最新省エネ基準を守っていることの誓約書を取るべき。	参考資料3にあるとおり、工事完了時には環境配慮の取組結果と評価を都に届出させ、内容を確認している。また、評価の内容等については、現行の制度においても公表している。 なお、現行制度の評価基準では最低基準を省エネ法の基準と合致させている。
146	建築物環境計画書制度の強化について、ヒートアイランド対策、省エネ対策案の公募制度の創設を追加してはどうか。	今後の参考とさせていただきます。
147	建築物環境計画書制度の強化について、ヒートアイランド対策として、ビルの周りなどに川、噴水など水分を存在させることによって温度降下が図れるよう、水面積評価基準を構築して追加すべき。	今後の参考とさせていただきます。
148	p.13「「エネルギー使用の合理化」など3分野における環境配慮の計画書の提出を求め」の前に「トップランナー方式で」と追記すべき。	今後の参考とさせていただきます。
149	p.13「緑地のネットワークの形成など」の前に「水の潜熱の効用を活かしたり」と追記すべき。	今後の参考とさせていただきます。
150	p.13「緑の連続性など」の前に「噴水、散水や」と追記すべき。	今後の参考とさせていただきます。

151	p.14「(2)強化すべき制度の主な内容」の項目として、「自然エネルギー利用 高層建築物が予想されることから屋上のみでなく側面にも太陽光発電や風力発電、緑の措置を考慮する」と加えるべき。	今後の参考とさせていただきます。
152	p.15「緑の連続性など」の前に「噴水、散水や」と追記すべき。	今後の参考とさせていただきます。
153	p.13に「…風の効用を活かしたり、緑のネットワークの形成など…取り組みも重要である」と記載はあるが、CO2の削減対策と比較するとこの「中間のまとめ」では取り扱い方が少ない。「緑」については別項目にして「実効性ある温暖化対策」に挿入すべき。	緑化の重要性は認識しており、p.15「第3-2(2) ヒートアイランド対策の追加」に記載しているとおり、緑に関する配慮事項を盛り込む方向で検討すべきと考えている。
154	消費者がマンションを購入する際の表示・説明なども必要だが、住宅減税の対象とすることを国に要望するなどして、経済的なインセンティブを付与することを検討すべき。	p.18「第4-3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、国は、温暖化対策に率先して取り組む個人に対して財政措置を含む支援策をより充実させるべきと考えている。
155	建築物環境配慮指針の策定に当たっても、「個々の建物の個別性を考えないと実効性ある制度とはならない」等の産業界からの指摘を反映して制度設計する必要がある。	ご意見として参考にさせていただきます。
156	マンション販売時の環境性能の表示・説明について、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規定と整合性を図るとともに、同法と同様、任意性を持たせ、過度の負担を事業者に強いることのないよう配慮する必要がある。	現行法制度との整合性を図りながら、マンションの環境性能の情報が得やすくなるよう、公表のしくみをより効果的なものとしていく必要があると考えている。
157	住宅の性能は多面的で、ある性能を高めることにより他の性能が低くなる関係があり得る。新たな制度により環境性能に限定して表示、説明を行うことは、住宅性能全体を見て判断する購入予定者のニーズに対応したものであるとはいえない。購入予定者に対する表示、説明のしくみは、宅地建物取引業法や広告表示規約、さらには住宅性能表示制度を基礎とする現行体系の中で整備を図るべき。	現行法制度との整合性を図りながら、マンションの環境性能の情報が得やすくなるよう、公表のしくみをより効果的なものとしていく必要があると考えている。
158	購買者である消費者が、購入に際して十分住宅の環境配慮について検討できるよう、環境配慮説明書の添付と説明を販売業者に義務付けることが必要。	p.15「第3-2(2) より効果的な公表のしくみの充実」に記載しているとおり、環境配慮の内容を購入予定者に対して表示・説明するしくみを導入すべきと考えている。
159	新築については、最新省エネ基準を守っているかをラベルにし、契約の際に見えるようにすべき、消費者が知らずに基準を守らない住宅を買わされたり、あるいは賃貸借契約をさせられるのは問題である。	p.15「第3-2(2) より効果的な公表のしくみの充実」に記載しているとおり、環境配慮の内容を購入予定者に対して表示・説明するしくみを導入すべきと考えている。

160	新築建築物への省エネ評価基準のレベルアップや、緑化の評価基準のレベルアップは適切な方向性である。同時に、省エネ基準を満たしているかどうかを確実に購入者、賃貸借者につたわる仕組みが必要である。	前段については、支持のご意見として受けたまわる。後段については、p.15「第3-2(2) より効果的な公表のしくみの充実」に記載しているとおり、環境配慮の内容を購入予定者に対して表示・説明するしくみを導入すべきと考えている。
161	都内の新築建築物では99年省エネ基準が確実に守られるよう、基準の適否を広告に明示し、ラベルにすることなどを通じて購入や賃貸借を検討する者に確実に伝えるしくみとすべき。また、都は基準に適合しない建築物について、事業者と対象建築物を公表すべき。	p.15「第3-2(2) より効果的な公表のしくみの充実」に記載しているとおり、環境配慮の内容を購入予定者に対して表示・説明するしくみを導入すべきと考えている。
162	環境性能の表示方法のイメージ図については、極端な類型化は活用技術・設備内容と設定価格との関係を無視したものとなりかねず、却って誤解を招く恐れがあるため、消費者の的確な理解に資するような内容とすべき。	ご意見として参考にさせていただく。
163	環境配慮設計に関する対策・評価の体系構築に当っては、建築物の多面的な性能の調和や都市づくりの観点からの配慮、大規模リニューアル等に際してなされた環境への配慮を適切に評価するため、事業者および関係各界を含めた検討を行うべき。	p.9「第2-2(2) 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」に記載しているとおり、評価基準などの設定に当たっては、専門家の意見を踏まえて作成すべきと考えている。
164	施策の実施に際しては、地区計画や都市景観など、都市計画分野とも関連することから、都市計画部局との連携が必要。	ご意見として参考にさせていただく。
165	環境配慮計画書として、省エネルギー対策のハードルを、どう設けるのか。例えば、段階をより細分化して、重みを与えるなど具体的な案の提示が必要。また、省エネ法の計算は計画値であり、運用段階での省エネルギーの実証が難しいという点がある。	今後の参考とさせていただく。
166	新築時点で省エネルギー化を実現した建物にとって、運用段階で継続的にエネルギー削減率をアップしていくことは、非常に難しいと予想され、コミッションング手法などを取り入れた、評価方法が望まれる。	今後の参考とさせていただく。

「第3 - 3 消費者への省エネ情報等の確実な伝達」に関する意見等

番号	意見要旨	対応
167	家庭部門対策である新たなラベリング制度の創設について、関係する業界団体との連携の下に制度の定着を期待する。	支持のご意見として受けたまわる。
168	東京都が省エネ製品の選択を促すラベリング制度の導入を検討し、キャンペーン等を行っている試みについて高く評価する。また、今回、ラベリング制度を販売店の店頭に表示するという考え方にも賛成する。	支持のご意見として受けたまわる。
169	販売店が消費者に省エネ情報を説明すること、および広告・チラシに省エネ表示することで、学習会よりさらに多くの人に普及拡大できる。販売店へ積極的にアプローチすべき。	ご意見のとおり、販売店が消費者に省エネ情報等を説明することを制度化していく。
170	国の省エネ性マークは不十分・不適切であり、エアコンや冷蔵庫などの消費電力の大きい家電機器を始めとして、分かりやすい相対評価によって店頭表示することが不可欠である。	ご意見のとおり、相対評価による表示を行うべきと考える。
171	ラベリング制度については「家電で省エネ実行委員会」でも意見を述べたが、省エネ評価基準は現在の「トップランナー方式」「省エネラベリング制度」を基本にすべきで、「東京都ラベリング制度」は国と都の二重の制度となり消費者を混乱させるのでやめてもらいたい。	都のラベルは国の制度を基にしながらも、省エネ性能の水準や電気料金等が一目で分かるような、消費者にわかりやすい表示を目指すものである。
172	ラベリング制度は有効な対策の1つであることは疑いないが、販売店の現場では、現行の複数の制度による混乱が生じていることも事実である。ラベリング制度等の施策については、国等の各種制度との整合が必要。	都のラベルは国の制度を基にしながらも、省エネ性能の水準や電気料金等が一目で分かるような、消費者にわかりやすい表示を目指すものである。
173	東京都で独自のラベリングのシステムを制度化することが必要と考えるのであれば、エコマークやエコリーフラベルといった既存のラベリングシステムについても言及し、なぜ独自のラベリングが必要であるかを説明しておく必要がある。	p.16「第4 - 3 (1) ラベリング制度の目的」に記載しているとおり、都のキャンペーンの省エネラベルは非常に参考になったという声が寄せられている。
174	「ラベリング制度」のAAA、AA、Aなどのランク付けは品目分野ごとに基準が異なり、消費者が理解できない。	ランク表示等、具体的な基準作成にあたっては、現在行っているキャンペーンの成果等を踏まえ、わかりやすいラベル制度づくりをすすめる必要があると考えている。

175	新製品が発売されるたびに、ランク変更が必要となり、現行のAAA機種を大きく上回る新製品が出た場合、現行のAAAがAにランク落ちする場合もあり、このようなケースでは既にAAAを購入したお客様に説明の言葉がない。	新製品の発売による既存製品の陳腐化は、省エネ性能に限った問題ではなく、一般的に販売店で消費者への対応が行われているものと考えている。
176	東京都ラベルには10年間の電気代の記載があるが、同じ製品を10年も使い続けることはあまりないのではないかと。電化製品は10年の間に大きく改良される。5年が適当。	今後の参考とさせていただきます。
177	「電気製品以外のもの（ガス機器等）への拡大も検討する必要がある。」は「電気製品以外のもの（ガス機器等）への拡大も検討すべきである。」とすべき。（理由）家庭のエネルギー消費量の過半を占めるガス・灯油機器に対する省エネルギー対策の推進も極めて重要である。	現在の記載のままで、ご意見の趣旨は損なわない。
178	省エネ法対象機器全てについて、売り場で消費者が省エネ性能を比較できるように、また業者がカタログで買うときに省エネ性能を比較できるように、ラベルを貼ることを義務づけるべき。ラベルが小さすぎると見えないため、販売価格より大きくすることとすべき。 省エネ法では規制対象外の類似製品にもラベルを貼らせるべき。例えばテレビについては、規制対象外のプラズマテレビと液晶テレビがある。	p.16「第3-3(1)ラベリング制度の目的」に記載しているとおり、省エネラベルの表示を制度化すべきと考えている。なお、ラベルの表示方法については、今後の参考とさせていただきます。 p.16「第3-3(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」に記載しているとおり、プラズマ・液晶テレビなど他の家電製品への拡大も検討する必要があると考えている。
179	対象品目の電気製品以外への拡大には賛成である。P16の上から5行目に「CO2排出量のうち電力使用によるものが60%を占めているため、家庭部門の対策として、省エネ家電の普及は特に有効である。」とあるが、残りの40%に対する対策も不可欠である。	支持のご意見として受けたまわる。
180	ガス機器等は、一般家庭における全消費エネルギーの中でも大きなウエイトを占めていることから、ラベリング制度の対象品目を電気製品以外へ拡大することには賛成である。	支持のご意見として受けたまわる。
181	電気製品以外への拡大には賛成である。今後は、同じ暖房・給湯用途で、エネルギー源別ではなく、どの機器を用いることがCO2削減に最も寄与するのかが比較することを検討していくことも必要。 (意見数2)	前段については、支持のご意見として受けたまわる。後段については、今後の参考とさせていただきます。
182	家電製品全体に広げていく際、製品の多種多様さと年毎に変更されていくという現状を考えると、かなりの困難さがあると思われる。	今後の参考とさせていただきます。

183	家電製品だけでなく、家電製品と代替関係にあるすべてのエネルギー消費機器（ガス・軽油など）についてラベリングを行うべき。	p.16「第3-3(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」に記載しているとおり、電気製品以外のもの（ガス機器等）への拡大も検討する必要があると考えている。
184	省エネ規制の適用除外になっている物にも同一基準ラベルを貼るべきである。本文にあるテレビについては、単に検討ではなく、プラズマテレビ、液晶テレビ、デジタルテレビについて、ブラウン管テレビと一律に比較したラベルをはるべき。	p.16「第3-3(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」に記載しているとおり、プラズマ・液晶テレビへの拡大も検討する必要があると考えている。
185	家電製品本体に貼るべきとの報告案に賛成する。本体に貼ること、商品価格よりも大きくしてラベルを目立たせるなどを義務化すべき。	前段については、支持のご意見として受けたまわる。後段については、今後の参考とさせていただきます。
186	ラベリング制度を導入することに賛成するが、次の点に留意すべき。小売業界などの協力を求めることによって、8都県市を超えたナショナル・スタンダードに電気代を合算する表示には割高感があったなどのキャンペーンの結果を踏まえた対応	今後の参考とさせていただきます。
187	メーカーの一方的な自己主張では、かえって混乱を招く可能性もあり、表示の信頼性・第三者性に配慮する必要がある。	今後の参考とさせていただきます。
188	コストと環境負荷の軽減を両方示し、消費者に判断してもらう必要がある。また、メーカーで努力している鉛フリーやクロムフリーなどの環境情報の公開も重要であり、これらを考えていくとエコリーフラベルに近づいていくことになると思われる。	今後の参考とさせていただきます。
189	家庭でのエネルギー消費で最も大きいのは「給湯」であると考えられる。使用するエネルギー（電気、都市ガス）と機器の組合せ別にCO2排出量を比較して分かるようにすれば、消費者の省エネ・省CO2意識が向上するのではないかと。	今後の参考とさせていただきます。
190	キャンペーンのラベルは、JIS規格の省エネラベルに比べ、具体的に電気代を表示している点など、消費者側からすると、理解しやすい。過去の製品との電気代の比較があったほうが、もっとわかりやすい。少と多の文字を逆にしたほうがいい。AAAのほうがCよりも、消費電力が少ないという意味だろうが、省エネ度が少ないと感じた。	前段については、支持のご意見として受けたまわる。後段の表示方法については、今後の参考とさせていただきます。
191	消費者への省エネ情報の伝達に関し、電気は多様な使い方ができるが、熱源としての利用は非効率であるとも言われている。災害時のこと、単一のエネルギーに頼ることの危険性も考えると、エネルギーの特性に応じた使い方の啓発をしていく必要がある。	ご意見として参考にさせていただきます。

192	家電製品へのラベリング制度を広く普及させるには、いかに消費者へ周知できるかが鍵となる。そのためには市町村及び消費者団体、NGO/NPO等との連携・協働が必要不可欠である。	p.16「第3-3(2)創設すべきラベリング制度の主な内容」に記載しているとおり、対象品目、表示方法等の詳細については、消費者団体や業界団体、NGO等と連携・協働して検討を進める必要があると考えている。
193	省エネ家電販売の実効性・持続性を持たせるための“新たな競争”として『販売台数に対する消費電力量率』といった素人でも目で見えて分かる数値を報告させる仕組みをつくれないうか。	今後の参考とさせていただきます。
194	家電販売店に対して「ラベリング制度」の対象になる製品を販売した場合、1製品ごとの消費電力をデータとして記録・保管させるようにする。これを少なくする方向で競わせ、その数値が公表されるようにする。成績優秀店には『省エネを売ります 模範店』（仮称）のCMを可能にしたらどうか。	今後の参考とさせていただきます。
195	東京都が主体になって、あるいはNPOや業界団体との共同で、家電販売店の従業員に対して一定期間の省エネ研修を行ったらどうか。	今後の参考とさせていただきます。

「第4 今後の展開にむけて」に関する意見等		
番号	意見要旨	対応
196	都が全国自治体にも導入の可能性がある施策の具体的提唱者として情報発信することは多くの点で歓迎されると思われる。	支持のご意見として受けたまわる。
197	東京都の影響の範囲（例えば予算上の手当て）で、都内市町村のCO2削減を競わせてはどうか。	p.17「第4 - 1 他の自治体との連携」に記載しているとおり、他の自治体と連携・協力を図る。都内基礎的自治体との連携強化の趣旨のご意見として参考とさせていただきます。
198	「第4 今後の展開に向けて」の中に5．都独自の温室効果ガス削減の推進を追加したらどうか。例えば、下水道局等での排水処理でのメタン回収や污泥焼却での一酸化二窒素の削減など。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、都は、自ら温暖化阻止に向けた行動を実践するべきと考えている。施策例については、今後の参考とさせていただきます。
199	自分たちの責任として行動する一般都民を増やしていくことが、「東京都における今後の温暖化対策について」を生かすことになる。さらに善意の公的な環境活動に関心のある都民の有効な活用をはかる事が大切ではないか。	p.8「第2 - 1（2）持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割」及びp.18「第4 - 3 すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、ご意見のとおり趣旨で記述している。
200	自治体と国の施策の不整合により都民・事業者を混乱させぬように、連携を十分に図ってほしい。 （意見数2）	今後の参考とさせていただきます。
201	東京都の温暖化対策を踏まえた国の強力なコスト支援策を期待したい。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、国は、温暖化対策に率先して取り組む自治体、個人や企業に対して財政措置を含む積極的な支援策等をより充実させるべきと考えている。
202	国は温暖化対策に率先して取り組む自治体、個人や企業に対して財政措置を含む積極的な支援策等をより充実させるべき。即ち税金の使い方を人類の存続を目指す方向に、経済活動がより活性化するよう大胆に変えるべき。いい事を行えば名誉が得られると同時に、金銭的にも報われるという経済的な仕組み作りが必要。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、国は、温暖化対策に率先して取り組む自治体、個人や企業に対して財政措置を含む積極的な支援策等をより充実させるべきと考えている。
203	具体的に成果が出ているかどうか、総量削減を促すために適切な制度かどうかについては、早め早めの評価と制度の見直しをする体制が必要である。定期的な評価・見直しをし、達成が不十分である場合は強化を図ることを明確にするべき。	p.17「第4 - 2 提言した制度の検証と見直し」に記載しているとおり、制度については、適切な時期に、CO2の総量削減にどの程度寄与できたか検証し、その結果を踏まえて、社会の変化に対応した必要な見直しを行っていくべきと考えている。

204	家庭部門は情報通信などの発展で今後の電気使用量が增大する。増大する電気使用量は自ら太陽光発電など使用してCO2排出削減すべき。すでに市民がグリーンファンド制度に取り組んでるところもあり、今までと異なる学習・啓発が必要。	今後の参考とさせていただく。
205	ガソリン車は多くの炭酸ガスを発生させる。これに対し、天然ガス自動車は発生率が最も少ない。都は、ディーゼル“ノー”作戦で国や他の自治体に先駆けて天然ガス自動車を導入したように地球温暖化対策でも導入すべき。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、TDMなど運輸部門対策の具体化は重要であり、国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていくべきと考えている。なお、都は、平成14年度末で174台の天然ガス自動車を導入しており、今後とも低公害車の普及に努めていく。
206	企業が営業などに使用する車からのCO2は逆に70%以上も増加している調査があった。我々一人一人が足元を見直し乗用車からのCO2削減に取り組む事は今日では最も効果的な削減方法である。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、TDMなど運輸部門対策の具体化は重要であり、国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていくべきと考えている。
207	運輸部門では自動車の燃費の向上のほか、外環自動車道の早期開通による渋滞の緩和、マイカーの都心乗り入れ規制により公共交通機関へのシフトによる輸送効率の向上等での対応で、CO2削減の効果が期待できる。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、TDMなど運輸部門対策の具体化は重要であり、国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていくべきと考えている。
208	CO2排出量が増加している運輸部門への適正且つ早急な施策を実施してもらいたい。車両割当制度、エリアライセンス制度のような不用、不急な車両を都心へ流入しないようにするための検討が必要。	今後の参考にさせていただく。
209	P.18「運輸部門対策については、今回の諮問事項にはなっていないが…」とあるが、この点は大きな欠陥である。CO2排出量が増加している部門への適正かつ早急な施策を実施すべきである。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、TDMなど運輸部門対策の具体化は重要であり、国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていくべきと考えている。
210	図表1によると、業務部門よりも運輸部門のほうがCO2排出量の割合・伸びともに大きいので、運輸部門にも対策を講じるべき。具体的には、駐輪場を増設して自転車の使用を推奨することと、車の相乗りの推奨を提案する。	p.18「第4 - 3すべての主体による総合的な取組の実施」に記載しているとおり、TDMなど運輸部門対策の具体化は重要であり、国に対しては、自動車の燃費基準の一層の強化を求めていくべきと考えている。

地域冷暖房事業に関する意見等		
番号	意見要旨	対応
211	地域冷暖房の事業特性と地域特性が適合しやすい地域である東京都において、優れた地域冷暖房の導入を普及・拡大させることは、まさに業務部門の省エネ対策として、大変有効であり、中間のまとめの中にしっかりと位置づけを行っていくことが必要である。 (意見数11)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
212	地域冷暖房は、環境性・省エネ性への貢献に加え、都市機能の向上に対しても有効であり、今後、東京都として都市の活性化・高度化を進める中で、都市の再生を進めていくために必要不可欠な都市インフラ施設であり、中間のまとめに反映すべき。 (意見数12)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
213	エネルギー管理、環境負荷低減に優れ、実効性のある温暖化対策として大変有効な地域冷暖房について触れられてなく、中間のまとめとしては相応しいものとはいえない。 (意見数2)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
214	条件の整った地域では、規模の集約化メリットにより、環境性・省エネ性に優れた地域冷暖房の推進が必要である。 (意見数3)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
215	単体の建築物(個)にとどまらず、既成市街地全体(面)の環境性能の向上が今後さらに重要性を増すものと思われるので、地域冷暖房推進地域等の現行制度の拡充強化を図るべき。 (意見数4)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
216	エネルギーの効率的な利用に対し有効で、効率の高い運転が可能で、さらに、ゴミ焼却排熱や未利用エネルギーの活用も可能なエネルギー供給システムである地域冷暖房を核とした都市づくりが必要。 (意見数5)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
217	地域冷暖房は、高度な運転管理技術を有する技術者を擁しており、きめ細かな運用・管理が可能となるため、省エネルギー対策の強化を図るうえで有効。 (意見数4)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。

218	今後、一層の省エネルギーを図るためには、地域冷暖房を核として地域のエネルギー総合効率の向上を図ることのできる分散型電源の導入も推進すべき。 (意見数3)	地域冷暖房は省エネルギー対策の一つであり、現行条例で推進すべき施策として位置づけている。
219	環境性・省エネ性に優れた地域冷暖房に加入している建築物について、表彰、ラベリング等の目に見える評価・支援を行うことが重要である。 (意見数5)	地球温暖化対策計画書における評価基準検討の際の参考とする。
220	地域冷暖房の環境に対する貢献を具体的に開示するとともに、環境への貢献分を需要家の貢献分としてカウントする制度を創設すべき。 (意見数4)	地球温暖化対策計画書における評価基準検討の際の参考とする。
221	地域冷暖房の導入効果に対する客観的な評価基準を設け、評価を行うと共に、建築物所有者に対しては、積極的な誘導策を講じていくことが重要。 (意見数5)	地球温暖化対策計画書における評価基準検討の際の参考とする。
222	地域冷暖房が高度なエネルギー管理技術と、省エネ・環境負荷低減効果をもたらすことに着目し、建築物所有者、地域冷暖房事業者に対する評価を高め、支援を行っていくべき。 (意見数7)	地球温暖化対策計画書における評価基準検討の際の参考とする。
223	地域冷暖房システムが正当に評価されていないような評価基準では、「中間のまとめ」の内容そのものへの疑問も持たざるを得ない。地域冷暖房事業に関する再評価をまず第一にすべき。 (意見数1)	地球温暖化対策計画書における評価基準検討の際の参考とする。
224	削減対策ガイドラインに「地域冷暖房の採用」の事例を挙げるべき。 (意見数2)	削減対策ガイドライン検討の際の参考とする。
225	都市部の建築物が密集してエネルギー使用量や排熱量が多い地域に対しては地域冷暖房が適しているといえ、建築物環境計画書の配慮事項に地域冷暖房も盛り込むべき。 (意見数7)	現行の建築物環境計画書制度の「地域冷暖房」は環境配慮項目となっている。
226	地域冷暖房を考慮して、p.10「一定量以上のCO2を排出する大規模事業者(工場・建物等)とすべきである。」を「一定量以上のCO2を排出する大規模事業者(工場・建物等)及び地域とすべきである。」とすべき。 (意見数2)	p.10「第3-1(2)新たな制度の主な内容」に記載しているとおり、大規模事業者の範囲は、一定量以上のCO2を排出する事業所とすべきと考えている。

227	地域冷暖房から供給を受けている建築物においては、既に高効率で質の高い管理により製造された熱を使用していることから、東京都で定める届出対象のエネルギー使用量から控除されるような措置が有効である。 (意見数5)	地域冷暖房から供給を受けている建築物においても、需要者側の取組で省エネルギーを図る余地はあるので、対象になると考えている。
228	東京都が作成する都市計画区域マスタープランにおいて、地域冷暖房の整備を明示し、これをもとに地域冷暖房の成立を促す枠組みを設けることが必要である。 (意見数2)	ご意見として参考にさせていただく。
229	省エネルギー性、環境特性、景観性、更なる省エネルギーへの多様性等多くの特質を持った地域冷暖房を、行政の強い指導力を持って推進して行くことが必要。	ご意見として参考にさせていただく。
230	「東京都地域冷暖房推進に関する指導要綱」を活用し、建築物が密集しエネルギー消費量が多い地域において地域冷暖房に加入しない事業者に対しては、地域で定められた環境・省エネルギー面での目標達成を必須条件とすることにより、地域全体として環境・省エネルギー対策に取り組むことが効果的である。 (意見数8)	ご意見として参考にさせていただく。
231	ヒートアイランドの発生が懸念される地域においては地域冷暖房の実施を推奨する仕組みが必要である。 (意見数6)	今後の参考とさせていただく。
232	ヒートアイランド対策の一環としての屋上緑化について、地域冷暖房の需要家建築物に対しては、屋上緑化の対象面積も広く、地域全体として排熱も少ないことから、一段と高く評価されるべき。 (意見数2)	今後の参考とさせていただく。
233	現行制度では、地域冷暖房から供給する熱(他人から供給された熱)の使用に関するCO2排出係数は一律に定められているが、排出係数には大きな幅があるため、地区毎の排出係数を用いて算定することを、対策指針の中ではっきりと明記すべきである。	現行の制度においても、ご意見の趣旨に沿う措置をとっている。

温暖化対策に関するその他意見等

番号	意見要旨	対応
234	省エネ法と地球温暖化対策推進法の2重規制・管理に問題がある。地球温暖化対策推進法と省エネ法による規制・管理の一本化を中央官庁に強く求め、行政コストも含め、合理化し、効果ある政策の実施を求める。	ご意見として参考にさせていただく。
235	意識啓発こそ重要。1) 全都民に苗木、または植物の種を配布。公園や野山、学校などで「自分で蒔く」ことをさせる。 2) 皇居前広場の砂利を全部芝生にする。啓発効果は大きい。	ご意見として参考にさせていただく。
236	温暖化対策の実効をあげられない一番の理由は、原油換算または炭素換算した数値を以って善しとしているからであるに他ならない。温暖化を防止することは、とりもなおさず火力発電所の運転が正しく制御できていることではなければならない。	ご意見として参考にさせていただく。
237	交流にできない電力貯蔵は、直流に変換することで可能になる。蓄電デバイスはこれまで容量とライフタイムに課題があり、とても実用にならないものだったが、ここ数年で問題を解消した製品が複数登場している。これらの蓄電デバイスに深夜電力を吸わせておけば、負荷平準化になると同時にエネルギーを分散備蓄する効果が得られる。	ご意見として参考にさせていただく。
238	独立分散型エネルギー供給システムを都が主体となって貸与し、逐次充実させてゆくことができるならば、自ら温暖化を防止してみせることになるだけでなく、新エネルギーによる自給自足体制を成り立たせ、結果として、長期安定的な収入源を確保することができるようになる。	ご意見として参考にさせていただく。
239	京都メカニズムの一つに、CDM(クリーン開発メカニズム)というものが有るが果たして最善の策なのか。確かに地球規模では有効な策かもしれないが、ヒートアイランド現象の解決策にはなっていない。	ご意見として参考にさせていただく。
240	人類にとって化石燃料は、大変使うのに便利なエネルギーであるゆえ世界中で広く使われている。これらの燃焼により二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、水蒸気などが排出され、問題を引き起こしている。	ご意見として参考にさせていただく。

241	京都議定書の数値目標を日本は達成できるのか。英国、ドイツなどのヨーロッパ諸国では積極的に削減目標値を達成しようとしている。彼らは何かアイデアを掴んでいるのではないか。	ご意見として参考にさせていただく。
242	工場が企業が率先して環境問題に取り組むことは消費者、国民のニーズである。またリサイクルも含め企業の努力があるのだと思う。国家的&地方自治団体が問題をリードするのが今日の仕事である。外国の工業化発展に於いては日本のかつての公害の経験から助言と指導をすべき。個人がちょっと公園に木を植えることは勝手にできない。それを運動として所有権とかは有しないでも、公で無の状態であれば草木を植えてもいいようにする。	ご意見として参考にさせていただく。
243	ビル屋上緑化義務づけは法令にするとともに、街路樹を植えたり、緑のある公園を増やす必要がある。税金を課す。港のターミナルも緑化したほうが良い。空港も。特に、環状道路など、大通りに耐性の強い樹木を植えたら良い。	ご意見として参考にさせていただく。
244	東京都とアメリカでの姉妹都市だけでも、京都議定書を遵守する方向で合意することはできないのか。	ご意見として参考にさせていただく。
245	フロンガスプレーの禁止に近い措置はどうか。色々な商品があり難しいが、増税はどうか。ガスの基準値変更はどうか。	ご意見として参考にさせていただく。
246	科学的根拠はないが、戦争でミサイルを大量に落とすと、大気に悪影響がある。ミサイル・爆弾の大気への悪影響を調査し、あるなら、世界中に訴える。日本・東京都が、温暖化防止・平和へ邁進する。	ご意見として参考にさせていただく。
247	環境対策基金の募金、緑化の募金、エコ商品の拡大。環境にやさしい商品・企業の優遇措置。	ご意見として参考にさせていただく。
248	マスコミで、もっとコマーシャルでも、新聞広告でも温暖化危機を強く訴える。	ご意見として参考にさせていただく。
249	東京都の募金で、世界の砂漠化地域の緑化。	ご意見として参考にさせていただく。

250	地球の多くは海。この広大な海を、もっと、有効活用して何か、地球に好影響を与えられるように出来ないか。	ご意見として参考にさせていただく。
251	対策対策と、言っているけれど、排出ガスの量が、減っていない。	p.3「第1 - 2 (1) 国際的動向と国の対策」に記載しているとおり、ご指摘のとおり、CO2排出量の増加傾向に歯止めがかかっていない。
252	太陽光採光システムは既存の建物に設置可能なので、大規模の改造はいらない。少ないコストで大きな効果が期待できる、電気消費量削減に大変役にたつ製品である。国や自治体は、積極的に支援策を注いでほしい。	現在の「建築物環境計画書」制度においても、自然エネルギー利用を環境配慮事項としている。 p.13～15「第3 - 2 新築建築物等の環境配慮設計の推進」に記載しているとおり、新築建築物等の環境配慮設計を推進していく。
253	総合エネルギーサービス事業に係る「NPO法人」を結成し、「官」より「民」による強力なバックアップ体制により「省エネ促進」を目指す。東京都の大目標を実現するため、地球温暖化防止事業に貢献できないものかと考えている。	民間の活力を活かした省エネプロジェクトの推進については歓迎する。都の実施する温暖化対策とあわせて、温暖化防止に貢献いただくことを期待する。
254	エネルギー源別機器による比較だけではなく、給湯分野・空調分野等の需要先別においてどの機器を用いることがCO2削減に最も寄与するのか比較することを検討していくことも必要。	ご意見として参考にさせていただく。
255	都は他の県に比べ、太陽光発電システムの生活人口一人当たりの普及度がきわめて低い位置にある。集合住宅が多く、個別住宅のような発電電力量の売り買いルール・資産所有ルールが単純でないこと等による。このように都心特有・固有の課題によりCO2抑制・温暖化対策の宝庫が活かされていない面等、更に点検する必要がある。	ご意見として参考にさせていただく。